

建設事業の評価について

(意見具申)

平成 30 年 11 月 16 日

大阪府建設事業評価審議会

1 平成 30 年度の審議

(1) 審議の経過

平成 30 年度は、事前評価の審議対象事業 2 件と再（再々）評価の審議対象事業 3 件の合計 5 件の対応方針（原案）について、審議を行った。

(2) 審議対象の基準

審議対象基準は、4 ページのとおりである。

(3) 開催状況

審議会の開催状況は、5 ページのとおりである。

2 審議結果

各事業の詳細な審議内容については、府のホームページ（URL は巻末に記載）を参照されたい。なお、府の対応方針（原案）の定義は、3 ページのとおりである。

(1) 事前評価

次表に記載の 2 事業について審議を行った。その結果、府の対応方針（原案）は、本審議会に提出された資料と説明の範囲において適切であると判断した。

対象事業と府の対応方針（原案）

事業名	府の対応方針（原案）
【港湾事業】	
①堺泉北港汐見沖地区 国際物流ターミナル整備事業	事業実施
【道路事業】	
②主要地方道茨木摂津線(仮称：佐保橋梁)道路改良事業	事業実施

(2) 再（再々）評価

次表に記載の 3 事業について審議を行った。その結果、府の対応方針（原案）は、本審議会に提出された資料と説明の範囲において適切であると判断した。

対象事業と府の対応方針（原案）

事業名	府の対応方針（原案）
【街路事業】	
③都市計画道路十三高槻線(正雀工区)街路事業	事業継続
④都市計画道路大阪岸和田南海線(府中工区)街路事業	事業継続
【公園事業】	
⑤蜻蛉池公園整備事業	事業継続

3 付帯意見

審議対象事業のうち1件の事業について、特に今後の事業実施において留意すべき事項として意見を付した。また、全体的な事業評価の進め方について留意すべき事項として意見を付した。

【⑤蜻蛉池公園整備事業※について】

〔対応方針（原案）〕

当該公園は、広域的なみどりの骨格、ネットワークを構成する拠点であるとともに、後方支援活動拠点及び広域避難場所にも位置付けられている。現在、公園中央部に位置する事業中区域において、平成**36**年度の完成を目標に、なだらかな丘陵地形や既存の樹林を活かした広場、府道春木岸和田線からのアクセスとなる園路等の整備を進めているところであり、対応方針（原案）は「事業継続」としている。

なお、未着手区域は「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」に基づく検討を進めており、今後、必要性・代替性・実現性などを総合的に評価した上で、方針を決定していく予定である。

〔審議結果と付帯意見〕

公園中央部の事業中区域では既に公園として利用されている開設区域とは性格の異なる整備が進められており、開設区域と一体的に利用されることによる新たな需要層の開拓や多世代交流などの誘発的効果も期待できることに加え、アクセスなど防災機能上も重要であること、事業認可区域（開設区域＋事業中区域＋池など）全体の進捗率も**95%**に達していることを踏まえ、対応方針（原案）どおり「事業継続」とすることに異論はない。

ただし、本事業については、当初計画時点から長期間が経過し、周辺の社会状況が変化していることから、未着手区域について可能な限り速やかに方針を決定されたい。なお、計画の変更が生じた場合は、遅滞なく当審議会に諮ることを求める。

※都市公園事業の整備手法としては、①公園区域全体の都市計画決定（都市計画区域）、②整備予定区域の事業認可を取得（事業認可区域）、③事業実施（事業中区域）、④完成部分の開設（開設区域）、その後必要に応じて②から④の流れを繰り返す、公園区域全体の整備、開設を進めている。

【全体的な事業評価の進め方について】

〔付帯意見〕

評価調書における「2. 事業の必要性等に関する視点」においては、人口構成の変化や大規模なまちづくりの進展、新たな高速道路の開通といった近年の社会状況の変化を踏まえ、「事業を巡る社会経済情勢等の変化」に事業区域周辺の開発状況や将来需要の変化などが適切に反映されていることを確認されたい。

府の対応方針（原案）の定義

府の対応方針（原案）	定 義
事業実施	事業を実施するもの
事業継続	事業を継続するもの
事業一部再開	前回審議において、府の対応方針（原案）を「事業一部休止」としていたが、再開する準備が整ったため、事業全体として継続するもの
事業一部休止	事業全体としては継続するが、一部について休止し、休止部分については一定期間後に再開等について見直しを行うもの
事業一部中止	事業全体としては継続するが、一部を中止するもの
事業再開	前回審議において、府の対応方針（原案）を「事業休止」としていたが、再開する準備が整ったため、事業を継続するもの
事業休止	事業を休止し、一定期間後に再開等について見直しを行うもの
事業休止の継続	「事業休止」を継続するもの
事業中止	事業を中止するもの

建設事業評価審議会の審議対象基準

類型	対象基準	評価の視点
事前評価	<p>要綱第3条(1)に掲げる事業のうち、知事が特に必要と認める事業(同第7条第1項第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上位計画等の位置付け ・優先度 ・事業を巡る社会経済情勢 ・事業効果の定量的分析(費用便益分析等) ・事業効果の定性的分析 ・自然環境等への影響と対策 ・代替案との比較検討 など
再評価 ・ 再々評価	<p>府等が実施する総事業費 10 億円以上の建設事業のうち、次のいずれかに該当する事業(ただし、(※)に該当する事業は審議対象から除くことができる)</p> <p>(1) 着工準備採択の年度を起点として5年を経過した時点で事業採択に至らない事業</p> <p>(2) 事業採択の年度を起点として5年を経過した時点で未着工の事業</p> <p>(3) 事業採択の年度を起点として 10 年を経過した時点で継続中の事業</p> <p>(4) 再評価実施後5年(下水道事業にあっては10年)を経過した時点で継続中又は未着工の事業</p> <p>(5) 事業計画又は総事業費の大幅な変更、社会経済情勢の急激な変化等により評価の必要が生じた事業</p> <p>[事業計画又は総事業費の大幅な変更]</p> <p>①事業を中止、休止(休止後の再開を含む)する場合</p> <p>②総事業費が3割以上(総事業費が10億円未満の事業は3億円以上)増減する場合</p> <p>③その他、事業計画を大きく変更する場合</p> <p>(※)</p> <p>1) 事業内容等から代替案の検討が困難な事業</p> <p>2) 評価時点における進捗率が高い事業として、次のいずれかに該当する事業</p> <p>(ア) 事業費による工事進捗率が80%以上の事業</p> <p>(イ) 翌年度に完了予定の事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の進捗状況 ・事業を巡る社会経済情勢の変化 ・事業効果の定量的分析(費用便益分析等) ・事業効果の定性的分析 ・自然環境等への影響と対策 など

平成 30 年度 開催状況

年 月 日	開 催 内 容
平成 30 年 5 月 30 日	第 1 回 事業概要説明及び審議 堺泉北港汐見沖地区 国際物流ターミナル整備事業
平成 30 年 6 月 6 日 15 日	現地視察 堺泉北港汐見沖地区 国際物流ターミナル整備事業 蜻蛉池公園整備事業
平成 30 年 6 月 22 日	第 2 回 前回課題の追加説明及び審議 堺泉北港汐見沖地区 国際物流ターミナル整備事業 事業概要説明及び審議 蜻蛉池公園整備事業 主要地方道茨木摂津線(仮称：佐保橋梁)道路改良事業
平成 30 年 7 月 27 日	第 3 回 前回課題の追加説明及び審議 蜻蛉池公園整備事業 主要地方道茨木摂津線(仮称：佐保橋梁)道路改良事業 事業概要説明及び審議 都市計画道路十三高槻線(正雀工区)街路事業 都市計画道路大阪岸和田南海線(府中工区)街路事業
平成 30 年 9 月 11 日	第 4 回 前回課題の追加説明及び審議 都市計画道路十三高槻線(正雀工区)街路事業 都市計画道路大阪岸和田南海線(府中工区)街路事業 意見具申(案)の審議

平成 30 年度 大阪府建設事業評価審議会 委員名簿

- | | | |
|---|--------------------|--------------------------|
| | いとう かずひろ
伊藤 一博 | 公認会計士 |
| | おんち きよこ
恩地 紀代子 | 神戸学院大学法学部 教授 |
| | きたづめ けいいち
北詰 恵一 | 関西大学環境都市工学部 都市システム工学科 教授 |
| ○ | さかい ひろき
酒井 裕規 | 神戸大学大学院海事科学研究科 准教授 |
| | ふじわら ともえ
藤原 智絵 | 弁護士 |
| ◎ | まつしま かくや
松島 格也 | 京都大学大学院工学研究科 准教授 |
| | もんがみ さちこ
門上 幸子 | (有) 門上環境計画事務所 代表 |

(敬称略・50 音順) ◎ : 会長 ○ : 会長代理

審議会の審議概要等の資料については、府のホームページに掲載しています。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/kenjihyouka30/index.html>)

また、府政情報センター、事務局（事業企画課）に備え付けています。